

全国建設労働組合総連合（全建総連）大阪建設労働組合との協議等議事録（要旨）

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 6 日（金） 1 3 時～ 1 5 時

2 場 所 市役所本庁舎 地下 1 階 第 1 共通会議室

3 団 体 名 全国建設労働組合総連合（全建総連）大阪建設労働組合

4 協議等の趣旨 建設労働者・職人、従事者の仕事と暮らしの改善

5 出 席 者

（団体側）

代表者（議長）他 計 9 人

（本 市）

建設局	1 名	都市整備局	2 名	水道局	1 名	大阪港湾局	1 名
環境局	1 名	契約管財局	1 名	福祉局	1 名	経済戦略局	2 名
計画調整局	1 名						

計 1 1 名

6 議 事

（1）建設就労者の賃金・労働条件改善について【項目番号 1.（1）】

団体要望概要

- ・貴市発注工事での技能労働者の賃金実態などについて教えてください。
- ・適正な賃金が支払われる制度等の実施状況を教えてください。

本市説明概要

- ・公共事業労務費調査に基づき決定した公共工事設計労務単価の最新単価を用いて工事費を積算しています。
- ・本市では、下請負業者には直接指導することはできませんが、契約時に受注者に対して「建設工事の適正な施工の確保について」により、「建設労働者への適切な賃金の支払い」等について要請しています。

（2）適正な賃金確保と処遇改善について【項目番号 1.（2）】

団体要望概要

- ・全ての技能者の適正な賃金確保、処遇改善が図れるよう元下取引の適正化、建設 G メン等による調査をして下さい。

本市説明概要

- ・本市では、下請負業者には直接指導することはできませんが、契約時に受注者に対して「建設工事の適正な施工の確保について」により、「建設労働者への適切な賃金の支払い」等について要請しています。

(3) 法定福利費について【項目番号 1. (3)】

団体要望概要

- ・法定福利費を請求しても支払われない場合は、しかるべき行政指導を行なってください。

本市説明概要

- ・工事請負者が契約締結後に発注者に提出する「請負代金内訳書」に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を記入させて提出を受け確認を行っています。明示された法定福利費が基準額を満たさない場合は建設業許可部局へ通報します。

(4) 適正な工期と必要経費の確保について【項目番号 1. (4)】

団体要望概要

- ・働き方改革関連法の施行にともなう、年次有給休暇の取得義務や「週休2日」「週40時間」を基本とした就労の実現、処遇改善を進めるには適正な工期と必要な経費が確保されることが前提となります。必要経費を確保するため労務費の補正係数を引き上げ、計上された必要経費が確実に賃金に反映されるように指導してください。

本市説明概要

- ・従前より週休2日や雨休率等を見込んだ適切な工期設定を行っております。
また、週休2日工事に要する費用についても、週休2日の達成状況に応じて計上することとしています。
本市では、下請負業者には直接指導することはできませんが、契約時に受注者に対して「建設工事の適正な施工の確保について」により、「建設労働者への適切な賃金の支払い」等について要請しています。

(5) 偽装請負防止について【項目番号 1. (5)】

団体要望概要

- ・国土交通省では、社会保険加入や働き方改革などの規制逃れを目的とした「社員の一人親方化」への実効性のある抑制策を議論する新たな検討会を設置し、すでに中間とりまとめも出されていますが、大阪市として偽装請負防止のための具体策についてお聞かせください。

本市説明概要

- ・本市は、受注者に全ての次数の下請負人（建設事業者に限る）の社会保険等の加入状況を確認させるとともに作業員名簿の提出を求めています。やむを得ず、受注者が社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合は、本市への報告を義務付けており、未加入である旨を本市から社会保険等担当機関に通報します。

(6) 建設キャリアアップシステムについて【項目番号 1. (6)】

団体要望概要

- ・貴市発注工事での建設キャリアアップシステムへの対応および普及をすすめてください。

本市説明概要

- ・大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドラインを令和4年に改定しており、新たな評価項目として建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録を行っている事業者を優位に評価しています。

(7) 建設業退職金共済制度（建退協）について【項目番号 1. (8)】

団体要望概要

- ・辞退届がどの程度出されているのか。辞退届が提出された場合、何か対応はあるのか。
- ・辞退届については、減少傾向であると認識している。自社退職金制度を利用しているのであれば問題はないが、そうでない場合は指導が必要である。可能であれば辞退届出数を情報提供してもらいたい。
- ・同制度については、引き続きポスターの掲示等で周知・普及に努めていただきたい。

本市説明概要

- ・辞退届の割合は集計していない。辞退理由については提出書類により確認している。
- ・辞退届出数であるが請負工事数が多いため調査には時間がかかる。次年度の同制度実態調査時に確認し、把握しておく対応とさせていただきたい。
- ・事業所でのポスター掲示が主となるが、引き続き周知・普及に努める。

(8) 公契約条例（公共工事における賃金確保法）の制定について【項目番号 2.】

団体要望概要

- ・労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われている等の情報を入手した件数は、今まで何件ぐらい確認しているのか。
- ・大阪市内で公契約条例を制定してもらえれば、波及効果もあるので、ぜひとも検討をお願いしたい。全国で88の自治体が公契約条例を制定している。全国で公契約条例を制定しようという取り組みをしているが、大阪は1つの自治体もない。大きいところは無理ではないかという意味合いで、小さな自治体にも声をかけて、いろいろと取り組んできた。
- ・全ての公共工事を総合評価落札方式で行ってもよいのではないかな。

本市説明概要

- ・通報を受け、大阪労働局に情報提供した件数は、協定を締結した平成29年度頃は、1～2件あったが、令和に入ってからはない。一方で、令和3年度から同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用している案件について、調査基準価格を下回る価格で契約を締結した場合は、大阪労働局に情報提供しており、令和5年度であれば、期途中で確定数値ではないが、18件ほど大阪労働局に情報提供している。
- ・公契約条例の制定状況は、他の自治体の傾向として、規模の小さい自治体が多い印象であるが、川崎市や相模原市といった政令指定都市が制定していることは、今も情報収集している。川崎市や相模原市の状況を見ると、最低賃金に少し金額を足しておられるような印

象である。基本的には、いわゆる労働条件の基準は、自治体ごとというよりは、国において必要な措置を日本全国にさせていただくことと考えている。今後とも公契約という考え方については、国をはじめ他の自治体の動きを見ながら、適正な契約制度の確立に努めるべく、検討したいと考えている。

- ・業務委託の入札方式の1つとして、総合評価一般競争入札制度を導入し、評価をする加点項目として「賃金・労働条件に関する取組」を入れているところを踏まえて、この制度を全ての入札に適用してはどうかという意見であると思う。業務委託においては、入札方式の1つとして、総合評価一般競争入札制度を導入しているが、工事等については、総合評価落札方式を導入しており、一定金額以上のものを適用対象にし、それ以外で可能なものは適用することとしている。一般競争入札であれば、価格競争になるが、いわゆる総合評価は、技術評価と価格の割合は場合によるが、価格以外の提案を事業者にさせていただくものである。一般競争入札の金額を提示いただく事務量に対して、総合評価は提案をいただく事務量もある。いただいた意見も参考に、今後どのようなやり方が良いかなど検討させていただきたい。

(9) 住宅リフォームや地域商店のリニューアルに関する助成制度の創設について【項目番号 4.】

団体要望概要

- ・住宅リフォーム助成制度を大阪市でも導入して欲しい。
- ・導入によって、家具の購入など建設業者以外にも効果が波及するとみている。また、若者層や労働者層の居住促進にも効果があると考えており、地域経済の活性化に繋がると思う。

本市説明概要

- ・大阪市はすでに住宅の耐震化など施策目的を絞って、住宅リフォームの助成制度を導入している。
- ・限られた財源の中でどの施策を実施していくか、事業の選択と集中を図る必要があることから、引き続き本市として効果の高い施策の実施に向けて検討を進めたい。

(10) 耐震診断・改修補助事業について【項目番号 5.】

団体要望概要

- ・耐震診断費補助について、例えば耐震診断費が5万5千円の場合、補助額が5万円となり市民負担は5千円となるが、市民負担無しにして補助額を上げてもらえないか。
- ・耐震除却費補助については市内でエリアが限られているため、拡充は考えているのか。
- ・耐震改修費補助の申請手続きが煩雑であり、時間がかかるため簡素化できないか。
- ・地震が発生した場合、家具の転倒で怪我をする場合もあると聞いているので、金具を取り付ける補助はできないか。また、高齢者や低所得者にも使いやすい補助制度としてほしい。

本市説明概要

- ・限られた予算の中、国および府の補助金を最大限活用しながら、診断、設計、工事、除却、その他空家利活用補助等、様々な施策を幅広く実施しているところであり、補助額の増額は厳しいが、引き続き検討はしていく。耐震診断費は大阪府及び府下の市町村において基

本的に補助率、補助限度額を一律に設定しており、補助を行う住宅は個人資産でもあるため、申請者には一部ご負担いただくべきものとして運用している。

- ・耐震除却費補助については、所定の耐震性が不足している住宅を対象に補助率 1/3 以内、補助限度額 50 万円とし、市内全域で補助を行っている。
- ・申請が始まる 4 月には耐震事業者を集め、申請書類の不備が少なくなるよう説明会を開いている。また申請書類の簡素化を行うため、今年度から公的書類については原本の写しによる提出を可としているほか、職員による審査時間の短縮も図っており、より耐震化が進むよう取り組んでいるのでご協力をお願いしたい。
- ・家具転倒防止策は危機管理室で普及啓発を行っているためお答えを控えたい。また高齢者等にも申請していただきやすい様に昨年度から一親等による申請も認めているが、さらに制度をご活用していただくために制度周知に取り組んでいく。

(11) 「夏工期」「夏単価」の導入、空調服の購入補助制度創設について【項目番号 6.】

団体要望概要

- ・猛暑時に配慮した「夏工期」「夏単価」の導入を指導してください。また空調服の購入補助制度を創設してください。

本市説明概要

- ・国土交通省が令和 5 年度より、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定された事に伴い、本市においても熱中症対策として適切な工期になるよう、猛暑日を考慮した工期設定を行っています。

(12) アスベスト補助制度の継続について【項目番号 7.】

団体要望概要

- ・露出した吹付けアスベストの含有調査・除去工事等の補助制度の継続について

本市説明概要

- ・計画調整局からは、当局が所管している建築基準法に基づく制度について説明する。この制度は国の時限制度で地方自治体の負担を前提として「アスベスト改修等補助事業」が創設されたことから、本市では、平成 18 年度に、国の補助にあわせて本市が補助負担を行う「大阪市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度」を創設し、これまで実施している。今後の展開については国の補助制度が期限を迎える予定の令和 7 年度末以降の本市の補助制度については、国の動向を注視して対応してまいる。

(13) アスベスト補助制度の拡充について【項目番号 8.】

団体要望概要

- ・一般住宅にも使えるレベル 3（アスベスト含有建材（成形板等））までの調査・除去費用の助成制度の拡充について

本市説明概要

- ・レベル 3 の材料は、建築基準法の中では、規制の対象となっていないことから、本市補助制度の対象としていないことについてご理解をお願いします。

(14) アスベスト建材の除去に係る費用助成について【項目番号 7, 8】

団体要望概要

- ・既存建築物の石綿含有成形板等も含めたアスベスト建材の除去に係る費用を助成してほしい。

本市説明概要

- ・石綿が使用されている建築物の解体・改修工事は令和 10 年頃にピークを迎えることが見込まれており、引き続き石綿飛散防止を徹底するため、国に対して民間建築物の解体・改修を実施する者の負担を減じるよう十分な財政措置を講じることや、石綿の事前調査及び解体等工事に係る除去等費用の助成措置を講じることを要望していきます。

(15) 大阪建設国民健康保険組合(大建国保)への事業助成補助金の復活について

【項目番号 9.】

団体要望概要

- ・要望内容に対して、大阪市からは、補助金を廃止した経緯を回答いただいている。
補助金等のあり方に関するガイドラインの「本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定し資金的に余裕のある団体への補助金については廃止」、「毎年の補助金額を上回って翌年度への繰越金が発生している団体などへの補助金は、繰越内容も確認しながら廃止」という見直し基準に沿って廃止したとのことであるが、国保組合の財政運営は年々厳しくなっており多額の繰越金は発生していない。当組合においても、特定健診の受診率向上に取り組んでおり、市民の健康維持へも貢献しているし、納税もしていることから、国保組合への補助金は妥当性、公平性等において問題ないと思うが如何か。

本市説明概要

- ・国民皆保険制度を支える同じ保険者の立場として、貴組合の活動に敬意を表する。国民健康保険組合補助金は、国民皆保険制度が未成熟であった昭和 49 年度に開始し、平成 19 年度まで医療給付費や保健事業に要する費用の一部を対象に補助を行っていたものである。平成 19 年度は、16 団体に対して計 2,800 万円の補助金を交付していたが、各組合の財務状況を確認したところ、当時の補助対象事業費が 470 億円を超えており、対象経費に対する補助金の割合が 0.02%から 0.11%と非常に効果の薄い補助制度であったことから、補助金の必要性、妥当性がガイドラインの基準に合致しないため、平成 20 年度に廃止した。国保組合の財政運営は、法令上、被保険者の保険料と国庫補助金で必要な費用を賄う仕組みとされており、本市としては、本市独自の国保組合への補助金を復活させることより、むしろ国庫補助金が減らされないように国へ働きかける方が肝要であると考えている。国は市町村国保や国保組合に対する財政支援について、被保険者数の減少に伴い縮小する方向に動かないよう、先月も国保中央会主催の国保制度改善強化全国大会に参加し、国の財政支援の堅持や医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うよう、国や国会議員へ要望活動を行ってきた。
今後も、引き続き、貴組合とも連携・協力しながら国へ働きかけを続けていきたい。